

事業者及び事業所の概要

(令和8年1月1日現在)

1. 事業者の概要

名称・法人種別	株式会社 加治川の里
代表者名	代表取締役 岩村 正史
所在地・連絡先	新潟県新発田市向中条2843番地1 電話 (代)0254-21-3460 FAX 0254-21-3465

2. 事業所の概要

フリガナ	キョタクカイゴシエン カジカワノサト	サービスの種類	居宅介護支援 介護予防支援
事業所名	居宅介護支援加治川の里	事業所番号	1570600922
所在地	〒959-2426 新潟県新発田市向中条2843番地1	フリガナ	オオヌマ ユタカ
		管理者	大沼 豊
連絡先	電話番号 (代)0254-21-3460	FAX番号	0254-21-3462
営業日	日 月 火 水 木 金 土 祝 ○ ○ ○ ○ ○ ○	その他年間の休日	年末年始(12月31日~1月3日)
営業時間	平日 8:30~17:30 土曜日 日曜・祝日	備考	
利用料	法定代理受領分 介護報酬の告示上の額(別掲) 法定代理受領分以外 介護報酬の告示上の額(別掲)		
その他の費用	なし		
通常の実施地域	居宅介護支援 新発田市、聖籠町、胎内市 介護予防支援 新発田市 備考		

3. 職員の勤務体制

従業者の職種	員 数		
	常勤	非常勤	計
介護支援専門員	2人	人	2人

4. 第三者評価の実施状況

実施の有無	あり・なし
実施した直近の年月日	年 月 日
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	あり・なし

5. 利用料その他の費用の額

(1) 居宅介護支援の利用料

・基本利用料

取扱用件 居宅介護支援費 (I)	利用料 (1月あたり)		利用者負担金	
			法定代理受領分	法定代理受領分以外
居宅介護支援費 (i) 取扱件数が 45 件未満	要介護度 1・2	10,860 円	無 料	10,860 円
	要介護度 3・4・5	14,110 円		14,110 円
居宅介護支援費 (ii) 取扱件数が 45 件以上 60 件未満	要介護度 1・2	5,440 円		5,440 円
	要介護度 3・4・5	7,040 円		7,040 円
居宅介護支援費 (iii) 取扱件数が 60 件以上	要介護度 1・2	3,260 円		3,260 円
	要介護度 3・4・5	4,220 円		4,220 円

※居宅介護支援費 (II) を算定していない場合

取扱用件 居宅介護支援費 (II)	利用料 (1月あたり)		利用者負担金	
			法定代理受領分	法定代理受領分以外
居宅介護支援費 (i) 取扱件数が 50 件未満	要介護度 1・2	10,860 円	無 料	10,860 円
	要介護度 3・4・5	14,110 円		14,110 円
居宅介護支援費 (ii) 取扱件数が 50 件以上 60 件未満	要介護度 1・2	5,270 円		5,270 円
	要介護度 3・4・5	6,830 円		6,830 円
居宅介護支援費 (iii) 取扱件数が 60 件以上	要介護度 1・2	3,160 円		3,160 円
	要介護度 3・4・5	4,100 円		4,100 円

※一定の情報通信機器 (人工知能関連技術を活用したものを含む。) の活用又は事務職員の配置を行っている場合

・加算

加算の種類	利用料 (1月あたり)		利用者負担金	
			法定代理受領分	法定代理受領分以外
初回加算		3,000 円	無 料	3,000 円
入院時情報連携加算 (I)		2,500 円		2,500 円
入院時情報連携加算 (II)		2,000 円		2,000 円
退院・退所加算 (I) イ		4,500 円		4,500 円
退院・退所加算 (I) ロ		6,000 円		6,000 円
退院・退所加算 (II) イ		6,000 円		6,000 円
退院・退所加算 (II) ロ		7,500 円		7,500 円
退院・退所・加算 (III)		9,000 円		9,000 円
緊急時等居宅カンファレンス加算		2,000 円		2,000 円
ターミナルケアマネジメント加算		4,000 円		4,000 円
通院時情報連携加算		500 円		500 円
特定事業所加算 (I)		5,190 円		5,190 円
特定事業所加算 (II)		4,210 円		4,210 円
特定事業所加算 (III)		3,230 円		3,230 円
特定事業所加算 (A)		1,140 円		1,140 円
特定事業所医療連携加算		1,250 円		1,250 円
特別地域居宅介護支援加算		上記基本利用料の 15%		上記基本利用料の 15%
小規模事業所加算		上記基本利用料の 10%		上記基本利用料の 10%
中山間地域等に居住する者への サービス提供加算		上記基本利用料の 10%		上記基本利用料の 10%

・減算

減算の種類	利用料（1月あたり）	利用者負担金	
		法定代理受領分	法定代理受領分以外
運営基準減算	上記基本利用料の50% （2月以上継続100%）	無 料	上記基本利用料の50% （2月以上継続100%）
特定事業所集中減算	2,000円		2,000円
同一建物に居住する利用者への ケアマネジメント	上記基本利用料の5%		上記基本利用料の5%

（2）介護予防支援の利用料

・基本利用料

取扱要件	利用料（1月あたり）	利用者負担金	
		法定代理受領分	法定代理受領分以外
介護予防支援費（Ⅱ）	要介護度1・2 4,720円	無 料	4,720円

・加算

加算の種類	利用料（1月あたり）	利用者負担金	
		法定代理受領分	法定代理受領分以外
初回加算	3,000円	無 料	3,000円
特別地域介護予防支援加算	上記基本利用料の15%		上記基本利用料の15%
小規模事業所加算	上記基本利用料の10%		上記基本利用料の10%
中山間地域等に居住する者への サービス提供加算	上記基本利用料の10%		上記基本利用料の10%

6. 事故発生時の対応

指定居宅介護支援及び指定介護予防支援（以下、「指定居宅介護支援等」）の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

7. 守秘義務について

- （1）事業者及び事業者の従業者は、正当な理由がない限り、利用者に対する指定居宅介護支援等の提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らしません。
- （2）事業者は、事業者の従業者が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないように必要な処置を講じます。
- （3）事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の居宅サービス計画又は介護予防サービス計画立案のためのサービス担当者会議並びに介護支援専門員と指定居宅サービス事業者等との連絡調整において必要な場合に限り、利用者及び利用者の家族の同意を得た上で必要最小限の範囲内で使用します。
- （4）第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に定める通報を行うことができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

8. 苦情処理の体制（別紙のとおり）

9. 虐待の防止のための措置

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。